平成２２年（フ）第３３７号
静岡県伊豆の国市戸沢36番地の２
債務者　佐野　智子
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
北海道岩見沢市５条東６丁目３番地31
債務者　猪尾　裕華
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１１５号
北海道岩見沢市５条西９丁目９番地　５条ハイツ102
債務者　藤本千鶴子
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１３１号
北海道空知郡南幌町栄町４丁目４番１―206号
債務者　渡邊　　明
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１３２号
北海道空知郡南幌町栄町４丁目４番１―206号
債務者　渡邊百合子
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１３５号
北海道夕張市清水沢清栄町
債務者　田畑　美秋
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１３６号
北海道夕張郡栗山町字雨煙別２番地15
債務者　佐藤　周夫
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１４２号
北海道夕張市南清水沢３丁目27番地の１
債務者　海老井幸利
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５５８号
岩手県宮古市黒森町２番30号
債務者　山崎　美和
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５７３号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字古屋敷121番地11
債務者　菊池加津子
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５８１号
盛岡市岩脇町６番18―３号
債務者　矢川友紀子
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３０４号
茨城県土浦市木田余5028番地　シティハイツ天谷103号室
債務者　岡田　靖博（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第５７２号
神奈川県平塚市万田447番地の１
債務者　高山　**隆**治
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２４４４号
愛知県弥富市前ケ須町勘助走36―１　コーポ・きく201号、住民票上の住所岐阜県中津川市蛭川1132番地１
債務者　大橋ひとみ
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５００号
名古屋市千種区本山町２丁目22番地の１
債務者　小林佐四子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５２７号
愛知県小牧市古雅２丁目25番地　県営古雅第二住宅Ｂ街区１棟403号
債務者　成田　　薫
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６３号
名古屋市守山区瀬古１丁目1436番地　瀬古荘214号
債務者　松原マスシ
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５７９号
愛知県大府市大府町ウド65番地の１　大府団地１棟208号
債務者　岩崎　洋子
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部